

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 第 2 回 コンプライアンス委員会 議 事 次 第

日時:2023 年 12 月 19 日(火) 15 時 30 分～

場所:東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・第1号議案 利益相反管理細則の策定について
- ・第2号議案 利害関係者との接触に関する指針の策定について
- ・第3号議案 スポンサーシップ販売における企業対応指針の策定について

(2) 報告事項・その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 委員名簿 ……資料 1
- ・ 利益相反管理細則(案) ……資料 2
- ・ 利害関係者との接触に関する指針(案) ……資料 3
- ・ スポンサーシップ販売における企業対応指針(案) ……資料 4

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
コンプライアンス委員会委員名簿

令和 5 年 10 月 16 日現在

役職	職名	氏名
委員長	コンプライアンス担当理事	広瀬 史乃
委員	事務次長	川瀬 航司
	総務企画室長（業務室長兼務）	木島 暢夫
	競技運営室長	石井 朗生
	監査室長	萱場 明子
	総務企画室総務企画部長	田近 隆
	総務企画室財務部長	前山 琢也
	業務室業務開発部長（情報技術部長兼務）	小林 あかね
	業務室広報部長（メディアオペレーション部長兼務）	下鳥 真弓
	業務室宿泊輸送部長（会場調整部長・警備部長兼務）	工藤 慎市
	競技運営室競技運営部長（医療部長兼務）	徳弘 欣也

一般財団法人 東京 2025 世界陸上財団
利益相反管理細則

令和 5 年●●月●●日
事務総長 決定

(目的)

第 1 条 本細則は、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）利益相反管理規程（以下「規程」という。）第 11 条に基づき、利益相反の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本細則における用語の定義は規程の定める用語のとおりとする。

(利益相反行為の対象となる取引相手)

第 3 条 規程第 3 条第二号に定める利益相反行為の対象となる取引相手は下記のとおりとする。

- 一 役職員が所属する他の企業・団体
- 二 役職員の近親者（二親等以内の者）が経営し又は役員となっている企業・団体
- 三 役職員が個人的に利害関係を有する取引先等

2 利益相反行為の対象となる取引相手には、法人のみならず、個人や任意団体も含むものとする。

(委任)

第 4 条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は事務総長が定める。

(改廃)

第 5 条 本細則の改廃は、事務総長が決定する。

附 則

本細則は、令和 5 年●●月●●日より施行する。

一般財団法人東京2025世界陸上財団 利害関係者との接触に関する指針

令和5年●月●日
理事会決定

(目的)

第1条 本指針は、東京2025世界陸上競技選手権大会（以下、「大会」という。）を運営する、一般財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、利害関係者（第3条に定義する。）と接触するに当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本指針の適用対象者は、次の者とする（以下、本指針において「役職員」という。）。

- 一 定款に定める評議員
- 二 定款に定める役員（理事及び監事）
- 三 就業規程に定める職員及び非常勤職員設置要綱に定める非常勤職員

(定義)

第3条 本指針において、「利害関係者」とは、個々の役職員の職務（大会に関する請負・委託等諸般の契約の交渉及び締結にかかる業務、資金調達、その他当該役職員が業として担当し又は担当する可能性のある一切の職務をいう）に利害関係を有する団体及び個人をいう。

- 2 役職員の異動前の職務の利害関係者も、当該役職員の利害関係者とみなす。
- 3 自らの地位等の客観的な事情から、法律上又は事実上の影響力を他の役職員の職務に及ぼし得る役職員においては、当該他の役職員の利害関係者も、利害関係者とみなす。

(利害関係者との接触についての原則・禁止事項)

第4条 役職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する都民・国民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次の各号に掲げる行為（家族、友人等の個人的関係に基づく私生活面における行為で職務に関係のない行為を除く。）をし、又は利害関係者をして第三者に対しこれらの行為をさせてはならない。

- 一 会食（パーティーを含む。）をすること
- 二 遊技、スポーツ又は旅行をすること

- 三 金銭、物品（せん別、祝儀、香典、供花、謝礼その他これらに類するものを含む。）及び不動産の贈与を受けること
 - 四 有料のイベント、コンサート、演劇、展覧会等の無料又は割引招待を受けること
 - 五 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子又は利率が著しく低いものに限る。）を受けること
 - 六 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
 - 七 無償で役務の提供を受けること
 - 八 未公開株式を譲り受けること
 - 九 供応接待を受けること
 - 十 将来の顧問契約やアドバイザー契約などの契約締結の約束をすること
 - 十一 その他一切の利益や便益の供与を受けること（社会一般の接遇又は儀礼として容認されるものを除く。）
- 2 役職員は、利害関係者に該当しない者との間であっても、その者から、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待又は利益若しくは便宜の供与を受けるなど、都民・国民の疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。

（決裁権限者の承認）

第5条 前条の規定にかかわらず、役職員は自らの決裁権限者（本指針第2条第一号及び第二号に掲げる者においては会長、同条第三号に掲げる者においては所属長とする）の事前の承認を得ることができる場合は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

一 会食（パーティーを含む。）

イ 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を役職員が支払う場合（なお、正当な対価を支払う場合でも、打合せ等の業務の終了した後に、場所を変えて会食する等の場合は、職務上の必要性は認められない。）

ロ 行事、式典、会議等に職務として出席する場合で、社会通念上許される範囲の飲食等が提供される場合

二 旅行

職務上の必要性から利害関係者と旅行（出張）する場合

三 物品の受領

イ 無料で広く配布する宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲の物品（カレンダー、手帳、ボールペン等）を受領する場合

ロ 行事、式典、会議等に職務として出席するときに、参加者に無料で配布する記念品で、社会通念上許される範囲の物品を受領する場合

四 その他の利益や便益の供与

イ 出張の際に、用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する交通手段を利用する場合

ロ 職務上の必要から、やむを得ず社会通念上許される範囲で利害関係者の所有する物品を借用したり、利用する場合（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）

ハ その他利益や便益の供与等に職務上の必要性及び社会的相当性が認められ、本指針の趣旨に反しないと認められる場合

2 決裁権限者は、前項の承認を行うに当たっては、職務執行の公正さに対する国民の信頼を損ねるおそれがないと合理的な根拠に基づき判断した場合に限りこれを行うものとする。また、決裁権限者は、当該承認を行った役職員に対して、本指針はもとより、当法人の他の内規や法令等に反することのないよう、都度注意を喚起しなければならない。

（事前に決裁権限者の承認が得られなかった場合の対応方法）

第6条 役職員は、やむを得ない事情により、事前に承認を得られなかった場合には、事後、速やかに決裁権限者に報告し、承認を得なければならない。

2 役職員は、本指針に違反した場合は、速やかに決裁権限者に対し報告するとともに、職務の執行の公正を確保するため、決裁権限者の指示に従って、迅速かつ適切に、次に掲げるような対応をとらなければならない。この場合、決裁権限者は、その対応状況を確認し、また必要に応じて当該役職員に代わり自ら当該対応を行わなければならない。

一 役職員の自宅等に利害関係者から金銭や物品が持参又は送付された場合は、当該金銭や物品を返却し、その証拠を決裁権限者に提出する。

二 食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合や、タクシーに同乗するなど役務の提供を受け、応分の料金負担をしなかった場合は、正当な対価や応分の料金を速やかに支払い、その証拠を決裁権限者に提出する。

三 利害関係者に対して、役職員は本指針に反する行為を行うことができないことを明確に説明すると共に、今後同様の行為が行われぬよう再発防止を徹底する。

（遵守事項）

第7条 役職員は、利害関係者との接触に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守する。

一 役職員の遵守事項

イ 役職員は、職務上利害関係者と接触する場合には、当法人の役職員としての自覚を持って接することとし、原則として、複数の役職員で対応するとともに、接触の日時や内容等を記載した記録を作成し、保管すること。

ロ 役職員は、やむを得ず単独で職務上利害関係者と接触する場合には、決裁権限者及び必要に応じて所管の役職員に対し、事前及び事後の報告をすること。

また、その際に利害関係者から職務上の要望、意見等を受けたときは、速やかにその内容を決裁権限者及び必要に応じて所管の役職員に報告し、指示を受けること。

なお、電子メールにより職務上利害関係者と接触する場合、決裁権限者及び必要に応じて所管の役職員の電子メールアドレスをCCとして設定すること。

ハ 役職員は、利害関係者から、当法人の保有する未公開情報について問合せ等を受けた場合、決して独断で応じず、速やかにその内容を決裁権限者及び必要に応じて所管の役職員に報告した上で、適切な対応をとること。

ニ 利害関係者が役職員の利益相反行為の対象となる取引相手である場合、身分上やむを得ない場合等を除き、原則として当該役職員は接触してはならない。

ホ 役職員は、他の役職員の行為が法令等及び本指針に反することのないように、他の役職員と利害関係者の接触の状況について把握するよう努め、相互に監督すること。

二 管理監督者の遵守事項

イ 他の職員を管理又は監督する地位にある役職員は、当該他の職員と利害関係者との接触について、日頃から状況の把握に努めるとともに、当該他の職員が報告、相談しやすい職場づくりに取り組むこと。

ロ 他の職員を管理又は監督する地位にある役職員は、利害関係者がみだりに当法人の執務スペース内に立ち入らないよう徹底するとともに、役職員と利害関係者が、公開で打ち合わせることのできる場所を確保するなど、職場環境の整備に努めること。

(その他)

第8条 役職員が、官公庁等（国、地方公共団体及び設立者等）との間で、官公庁等の職員等と接触する際は、職務上の必要性に留意しつつ、この指針を準用する。

附 則

本指針は、令和5年●月●日から施行する。

一般財団法人 東京 2025 世界陸上財団 スポンサーシップ販売における企業対応指針

令和 5 年●月●日
理 事 会 決 定

(目的)

第 1 条 本指針は、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下、「当法人」という。）の役員及び職員（以下、「役職員」という。）が、東京 2025 世界陸上選手権大会（以下、「大会」という。）のスポンサーシップの販売先となり得る企業（以下、「スポンサー候補企業」という。）を募集する際に、スポンサー候補企業と接触するにあたって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第 2 条 当法人の役職員が、本指針に従ってスポンサー候補企業と個別に接触できるのは、当該接触を行うことについて、入札の適正な実施その他の正当な目的及び必要性があり、かつ、入札その他スポンサー候補企業間の公正な競争を阻害しないと認められる場合に限られる。
- 2 いかなる役職員も、自らや自らの属する組織のための私的利益のためにスポンサー候補企業と接触を行ってはならず、また、スポンサー候補企業の一部に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(スポンサー候補企業)

第 3 条 本指針に従って当法人の役職員が接触できるスポンサー候補企業は、大会の開催権を有する World Athletics（ワールドアスレティックス。以下、「WA」という。）からカテゴリーリリース（特定の製品カテゴリー又はサービスカテゴリーについての、大会のスポンサーシップ販売の許諾をいう。）を受けた製品カテゴリー又はサービスカテゴリー内の製品又はサービスの提供を主たる業務とする企業に限ることとする。

(スポンサー候補企業への対応)

- 第 4 条 役職員は、スポンサー候補企業にスポンサーシップを販売する目的を持って接触する際は、事務総長に対し事前に報告する。
- 2 前項の目的を持ってスポンサー候補企業に接触できる当法人の役職員（以下、「対応職員」という。）は、事務総長、事務次長、業務室長、業務開発部長、業務開発課所属職員及びその他事務総長が指名する者に限る。
- 3 対応職員は、スポンサー候補企業への接触状況について、逐次業務開発課長に報告する。

(説明資料)

第 5 条 対応職員は、業務室業務開発部業務開発課が作成した資料（以下、「本資料」という。）に基づいて、スポンサー候補企業に対するスポンサーシップ販売に関する説明を行う。

- 2 本資料は、全社共通のものとし、公知の情報及び当法人の理事会に付議した情報の範囲内で作成する。
- 3 特定の製品カテゴリー又はサービスカテゴリーのスポンサーシップ販売にかかる要件が公表された後は、本資料に当該カテゴリーに特化した内容を追加することができる。その場合、説明にあたって同じ本資料を用いるなど、入札の参加にあたって情報の差が生じないようにする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、対応職員は、以下の場合に限り、異なる取扱いをすることができる。ただし、この場合でも、当法人が特定のスポンサー候補企業又は団体に対してのみ有利な取扱いをしていると見られることのないよう、十分配慮する。
 - 一 一般競争入札に付したにもかかわらず、優先交渉者が決定できない場合。
 - 二 WAからスポンサーシップ販売にあたって特定企業との優先交渉を求められた場合。
 - 三 次に定める契約相手と公的機関又は地理的ホスト契約を行おうとする場合。
 - イ 官公庁、公法人又は公益法人
 - ロ イ以外の契約相手で、事業の公益性に鑑み、異なる取扱いをする合理的な理由がある場合。
 - 四 前三号以外に、合理的な理由があり、事務総長が特に必要と認めるとき。

(その他)

第6条 本指針に定めのない事項については、「一般財団法人東京 2025 世界陸上財団利害関係者との接触に関する指針」に従って対応するものとする。

附 則

本指針は、令和5年●月●日から施行する。